

品川区告示第343号

地方税法第20条の2および品川区特別区税条例第6条の規定により、下記に記載された者に係る次の書類を公示送達する。

なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月1日

品川区長 森澤 恭子

記

1. 送達を受けるべき者

氏名	書類
株式会社 ファイブテクノロジー	地方税法第329条および品川区特別区税条例第34条の6の規定に基づく通知
MJパートナーズ株式会社	地方税法第329条および品川区特別区税条例第34条の6の規定に基づく通知
株式会社DDM	地方税法第329条および品川区特別区税条例第34条の6の規定に基づく通知